

## サービス付き高齢者向け住宅の固定資産税が減額されます

令和7年3月31日までの間に、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく認定を受けて新築されたサービス付き高齢者向け住宅に対し、家屋の固定資産税の3分の2を5年間減額するものです。

### ◎ 減額適用の要件

対象となる家屋	令和7年3月31日までに新築された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく認定を受けたサービス付き高齢者向け住宅（貸家住宅に限る）
必要条 件	① 戸数が10戸以上であること ② 国または地方公共団体から建築費の補助を受けていること ③ 主体構造部が耐火建築物または準耐火建築物、もしくは総務省令で定める建築物であること ④ 居住部分の床面積が総床面積の2分の1以上
床 面 積	居住部分の床面積が1戸あたり30㎡以上160㎡以下

### ◎ 減額の内容

減 額 期 間	新築の翌年度から5年間
対 象 床 面 積	1戸当たり120㎡まで (なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります)
減 額 率	対象床面積の税額の3分の2（都市計画税は該当しません）

※他の減額措置と併用はできません。

### ◎ 減額を受けるための申請方法

申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅として登録を受けた旨を証する書式 <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の建築費補助を受けている旨を証する書類 <input type="checkbox"/> 主体構造部が耐火建築物または準耐火建築物の場合、建築確認申請書副本第1面～第4面の写し <input type="checkbox"/> その他総務省令で定める建築物の場合、構造について建築士による証明書併せて建築士免許証の写し及び建築事務所の登録証の写し
申 請 期 限	新築された年の翌年の1月31日まで
申 請 先	大阪狭山市税務グループ 固定資産税担当

#### 【問い合わせ】

〒589-8501 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

大阪狭山市税務グループ 固定資産税担当

電話 072-366-0011 内線 526・527